

令和6年度

第408回沖縄市農業委員会総会議事録

沖縄市農業委員会事務局

議長	ただいまから令和6年度第408回総会を開催いたします。 沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は14名中11名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 4番岸部忍委員、10番仲泊元輝委員、12番長谷川委員が連絡が遅れていますが、追々参加するかと思います。 沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、2番仲村学委員、6番仲宗根光夫委員にお願いします。 事前現地調査委員、4番岸部忍委員、7番新垣実委員、9番高江洲繁委員、報告者は、7番新垣実委員にお願いします。 それでは議事のほうに移ります。議案第1号、受付番号10番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは議案書の1ページをお開きください。 議案第1号、受付番号10番を読み上げて説明。 以上でございます。
議長	議案第1号について、現地調査を14番岸部忍委員、7番新垣実委員、9番高江洲繁委員の3名で行っておりますので、調査報告を7番新垣実委員、お願いします。
7番	10月22日火曜日、午後1時から午後2時半まで、4番岸部忍委員と9番高江洲繁委員、私、7番新垣実委員、また事務局からは中村主幹と仲村係長の5名で現地調査を行ってまいりました。補足につきましては、高江洲繁委員、よろしくお願いいたします。座って説明いたします。報告いたします。 議案第1号、受付番号10番、見取図の1ページになります。申請地は越來中学校の西に位置し、現況はバナナ等が植えられている畑でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種住居地域にあり、第3種農地としました。以上です。
議長	ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第1号、受付番号10番について、委員の意見を求めます。何かご意見はございますか。9番高江洲繁委員。
9番	休憩で。
議長	休憩いたします。 (一 休 憩 一)
議長	再開いたします。

	今、9 番高江洲繁委員より補足説明もございましたが、何か質問はございませんか。 (進行の声)
議長	進行の声がございます。 それでは進めます。議案第 1 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号 10 番を許可相当とすることに異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしの声がございます。 議案第 1 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号 10 番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全委員挙手)
議長	全委員が賛成でありますので、議案第 1 号、受付番号 10 番については許可といたします。進行いたします。 議案第 2 号、受付番号 61 番から 64 番、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。
事務局	すみません、説明に入る前に議案書の 2 ページから 4 ページにかけて、受付番号 61 番から 64 番と申請が出ていましたが、2 ページの受付番号 63 番に関しましては総会前に取り下げられましたので、省略し説明をさせていただきます。それでは議案書の 2 ページをお開きください。 議案第 2 号、受付番号 61 番、62 番、64 番を読み上げて説明。 以上でございます。
議長	それでは、議案第 2 号についても現地調査されておりますので、7 番新垣実委員、現況報告と農地の区分をお願いします。
7 番	ご報告いたします。議案第 2 号、受付番号 61 番、見取図の 2 ページになります。申請地は知花城址の西に位置し、現況は車庫の一部でした。農地区分は都市計画法第 8 条第 1 項に規定する用途の定められた準工業地域にあり、第 3 種農地としました。 受付番号 62 番、見取図の 3 ページになります。申請地は知花城址の西に位置し、現況は更地でした。農地区分は都市計画法第 8 条第 1 項に規定する用途の定められた準工業地域にあり、第 3 種農地としました。 受付番号 64 番、見取図の 5 ページになります。申請地は宮里中学校の北東

	に位置し、現況は建築中の住宅でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。以上です。
議長	ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第2号、受付番号63番を除く受付番号61番から64番について、委員の意見を求めます。どうぞ、6番仲宗根光夫委員。
6番	受付番号61番ですが、贈与とあります。譲渡人と譲受人とは、親戚関係など血縁関係があるということでしょうか。
事務局	親戚関係にはございません。今回の5条申請地は、譲渡人の所有する土地の一部となっておりますが、この譲渡人の所有する土地にたどり着くには譲受人の土地を通行しなければなりません。譲渡人は譲受人へ今回申請地を譲渡することで、その見返りとして譲受人の土地を通行する許可を得ます。ですので、血縁関係にはありませんが、互いにメリットがありますので無償となっております。
6番	そういう権利関係をなんというのですか。
事務局	地役権だと思います。
6番	地役権の設定を行っていますか。
事務局	設定は行っていないようです。
議長	よろしいですか。ほかに何かご意見ございますか。どうぞ、1番島袋孝栄委員。
6番	62番ですが、駐車場として使用するために分筆したということでしょうか。
事務局	はい。土地を駐車場として使うために分筆したようです。 里道そのものを使わなくても、その土地は車1台を止められる状況にはあるんですね。もともと1筆だった土地を、ここが空いているから譲ってくれと。自分はまた奥の山林のほうで畑をしているから、そこに車を止めてしか歩いて行けないと。そういう状態だったので、測量して分かったわけではなくて、もともと空いている土地を分筆していただいて、駐車場として転用するという運びになっています。
議長	ほかに何かございますか。進行してよろしいですか。それでは進行いたします。

	議案第２号 農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号６３番を除く受付番号６１番から６４番まで許可相当とすることに異議はありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしの声がございます。 議案第２号 農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号６３番を除く受付番号６１番から６４番まで許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全委員挙手)
議長	全委員が賛成でありますので、議案第２号、受付番号６３番を除く受付番号６１番から６４番については許可相当といたします。進行いたします。 議案第３号、受付番号１４番から２２番、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第３号、受付番号１４番から２２番を読み上げて説明。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは、議案第３号についても現地調査されておりますので、７番新垣実委員、現況報告と農地の区分をお願いします。
７番	ご報告いたします。議案第３号、受付番号１４番、見取図の６ページになります。申請地は池原土地改良区内にあり、沖縄職業能力開発大学の東に位置し、現況は耕作準備中の畑でした。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第１０に規定する別紙９の第２の２に該当すると判断しました。 受付番号１５番、１６番、見取図の７ページになります。申請地は池原土地改良区内にあり、沖縄職業能力開発大学の東に位置し、現況は作物の入ったハウスでした。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第１０に規定する別紙９の第２の２に該当すると判断しました。 受付番号１７番、１８番、見取図の８ページになります。申請地は池原土地改良区内にあり、沖縄職業能力開発大学の東に位置し、現況は作物（野菜等）の入ったハウスでした。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第１０に規定する別紙９の第２の２に該当すると判断しました。 受付番号１９番、２０番、見取図の９ページになります。申請地は池原土地

	改良区内にあり、沖縄職業能力開発大学校の東に位置し、現況は菊の苗床と紫蘇を栽培しているハウスでした。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第10に規定する別紙9の第2の2に該当すると判断しました。 受付番号21番、22番、見取図の10ページになります。申請地は池原土地改良区内にあり、沖縄職業能力開発大学校の東に位置し、現況はポット苗とかが入ったハウスでした。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第10に規定する別紙9の第2の2に該当すると判断しました。以上です。
議長	ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第3号、受付番号14番から22番について、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、委員の意見を求めます。1番島袋孝栄委員。
1番	報告事項の訂正をお願いします。受付番号14番、これは土地改良区内とありますが、土地改良区内ではないです。隣接はしていますけれども。
議長	1番島袋孝栄委員の指摘どおり、土地改良区外でしょうか。
事務局	ご指摘のとおり改良区内ではなく外です。農振農用地ではあります。
議長	ほかに何かございますか。 休憩します。 （一 休 憩 一）
議長	再開します。 ほかに何かご意見ございますか。9番高江洲繁委員。
9番	今の15番から22番は、単純な質問ですけれども、10a当たりの賃借料、これはみんな4万5,000円ですけど、金額は公社が決めるのか、それとも各農家で決めるのか。この金額の決め方というのはどのようにして決めているのでしょうか。 休憩します。 （一 休 憩 一）
議長	再開します。 それでは議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の

議長	承認について（利用権貸借）、受付番号14番から22番を承認とすることに異議ありませんか。 （異議なしの声） 異議なしの声がございます。 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、受付番号14番から22番について、承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 （全委員挙手）
議長	承認することに全委員が賛成でありますので、議案第3号、受付番号14番から22番を沖縄市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4第1項第1号に該当することと承認いたします。 議案は以上でございます。第1号から第3号までのご審議、大変お疲れさまでした。 これをもって、令和6年度第408回総会を閉会いたします。

記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和6年10月28日

会 長 宮城徳重 

議 長 宮城徳重 

2 番 仲村 学 

6 番 仲原根光康 